

組合相談コーナー 組合の債務に対する組合員の責任の限度について

組合の借入金、買掛金等の対外債務に対する組合員の負うべき責任の限度については中協法第10条第5項の出資金を限度とする有限責任は絶対的なものなのでしょうか。

中小企業等協同組合法第10条第5項の規定

組合員の責任は、その出資額を限度とする。

[Q] 例えば、総会において、各自の出資金以上の金額を負担すべきことを決議した場合、あるいは、組合員のある特定の者を指名して負担せしめることを決議した場合等、この決議は有効であるか？

[A] 組合がその事業の遂行上、第三者と取引をし、借入金、買掛金等の債務を負い、かつ、その弁済が不能となった場合において、組合員が負うべき責任は、その出資額を限度とし、総会その他の決議をもってしても、これを超える責任を負わせることはできないと解され(中協法第10条第5項)、組合員が組合に対して負う財産上の出捐義務は、その額において有限であり、組合員がその額を超えて財産上の出捐義務を負担することがないことは明らかであり、組合の債権者に対しては、組合員は直接責任を負うことはありません。

しかし、法第10条第5項の規定は、組合員自らの意思によっても「その出資」を上回って負担することを禁止する趣旨を有するとは考えられないことから組合のすべての組合員が同意した場合でもなお負担させることができないという理由はありませんが、総組合員の同意がない限り、総会の議決をもってしても、すべての組合員に「出資額を上回る金額」を組合員の負担すべき金額として強制することはできません。

したがって、組合員に対して出資額以上の責任を負わせること、組合の債務につき、特定の組合員を指名して弁済の責に任じさせること等を総会において決議し、決議なる故をもって負担させることは、法令違反であるから無効です。

📖 ポイント 組合員は有限責任である

[Q] 貸付金、売掛金等の未回収のため、借入金等の返済不能を生じた場合、責任は誰が負う債権の追及はどこまで及ぶのか？

[A] 組合が借り入れた資金を組合員に貸付けた場合、組合が共同購買をした物品を組合員に販売した場合等において生じた組合と組合員間の債権債務関係については、出資とは関係なく、組合に対して債務を負っている組合員は、弁済の責に任じなければなりません。

また、組合の第三者に対する債務について全部または一部の組合員が組合のために連帯して保証をしている場合(いわゆる連帯保証)に、その保証をした組合員は、個人的に無限の責任を負うことになります。

📖 ポイント 連帯保証をしている場合は無限の責任を負う

[Q] 赤字累積による清算の場合はどうか？

[A] 組合財産をもって債務を完済するに足りない場合において、解散をし、又は破産の宣告を受けたときも、組合員の責任は、有限責任です。

なお、本問のごとき事例も、総会の決議である旨をもって組合員に限度額以上の出損を強制することはできませんが、自主的意思によって負担しようとするものを阻止するものではありません。

📖 ポイント 自主的意思での出捐は阻止されない